

CONTENTS

健康保険・厚生年金保険の手続きをお忘れなく!…2・3 平成28年度の国民年金保険料月額は……3
「わたしと年金」エッセイの作品紹介…4 平成28年度の健康保険料率が変わります…5
平成28年度の健康保険制度のおもな改正について…5 平成28年度生活習慣病予防健診と特定健康診査のご案内…6
協会けんぽ秋田支部窓口集約のお知らせ…7 年度初めは保険証の発行までに日数がかかります…7
健康づくりDVDの貸し出しについて…8 事業所名称・住所変更等の連絡のお願い…8



花ことば：運命をひらく・可憐・美の秘密
プリムラ・ポリアンサ／サクラソウ科

秋田県社会保険協会ホームページ→<http://www.syahokyo-akita.jp>

社会保険関係の制度や届出については、

日本年金機構ホームページ→<http://www.nenkin.go.jp/> 電子政府の総合窓口 (e-Gov) →<http://www.e-gov.go.jp/>

健康保険の給付・任意継続・健診等については、

全国健康保険協会ホームページ→<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

健康保険・厚生年金保険の手続きをお忘れなく！



● 従業員を採用したときは・・・

「被保険者資格取得届」を5日以内にご提出ください。

- ・資格取得日は入社日（使用されることとなった日）です。試用期間であっても報酬の支払いがあれば、その期間の初日が資格取得日となります。
- ・報酬月額の基本給、通勤・家族手当などすべての固定的な報酬に、残業手当などのすべての非固定的な手当の支給見込み額を加えた額となります。また、食事、住宅などが現物支給される場合は「現物によるものの額」として報酬に含まれます。
- ・年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合は、免許証等による本人確認、住民票による住所確認のうえ、「年金手帳再交付申請書」をあわせてご提出ください。その際、被保険者資格取得届の被保険者住所欄には住民票の住所を記入（居所と住民票住所が異なる場合は、被保険者住所欄に居所を記入し、備考欄に住民票住所を記入）してください。

資格取得届とあわせて届出が必要となる場合

・基礎年金番号が確認できないとき

年金手帳を紛失している場合などで基礎年金番号を確認できないときは「年金手帳再交付申請書」を提出
※職歴等を必ず記載してください。また、本人確認について上記説明をご覧ください。

・70歳以上の方を採用したとき

70歳以上の方を採用した場合は「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」を提出

・国民健康保険組合の加入者を採用したとき

国民健康保険組合に引き続き加入し、一定の要件に該当する場合は「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を提出

・外国籍の従業員を採用したとき

外国籍の方の年金記録をさらに適切に管理するため、「厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届」を提出
※在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。

添付書類が必要となる場合

・60日以上さかのぼって届出するとき

資格取得日が年金事務所等の受付日から数えて60日以上さかのぼる場合は、その事実が確認できる出勤簿の写し
（役員の場合は役員会議事録など）及び賃金台帳の写し

・60歳以上の方が、退職後に継続して雇用されるとき

退職後に1日の間もなく雇用された場合は、退職が確認できる書類（就業規則または退職辞令の写し）、継続して雇用されたことがわかる書類（雇用契約書の写し）など
※資格喪失届もあわせて届出が必要です。

● 従業員が退職したときは・・・

「被保険者資格喪失届」を5日以内にご提出ください。



- ・健康保険被保険者証（本人・被扶養者全員分）と健康保険高齢受給者証（該当者）を忘れずに添付願います。資格喪失日は、退職した日の翌日になりますので正確にご記入願います。

資格喪失届とあわせて届出が必要となる場合

・70歳以上の方が退職等で資格を喪失したとき

70歳以上の方が資格を喪失した場合は「厚生年金保険70歳以上被用者不該当届」

添付書類が必要となる場合

・60日以上さかのぼって届出する場合

資格喪失日が年金事務所等の受付日から数えて60日以上さかのぼる場合は、その事実が確認できる出勤簿の写し
（役員の場合は役員会議事録など）及び賃金台帳の写し

● 被扶養者について変更があったときは・・・



「被扶養者（異動）届」を5日以内にご提出ください。

- ・被扶養者が就職等により被扶養者でなくなった場合は、健康保険被保険者証（被扶養者分）・高齢受給者証を添付して届け出て下さい。
- ・新しく雇入れた従業員に被扶養者となる方がいる場合は、「被保険者資格取得届」と同時に届出を提出してください。

被扶養者（異動）届とあわせて届出が必要となる場合

・ 20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者にするとき

被扶養者（異動）届の複写3枚目「国民年金第3号被保険者届」も同時に提出してください。届出の際、届書右下の「届出人」欄に被扶養者となる方の氏名、住所の記入が必要です。

・ 外国人の配偶者（20歳以上60歳未満）を被扶養者にするとき

上記の「国民年金第3号被保険者届」の他に、「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」の提出も必要です。

・ 外国人の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）の氏名が変更となったとき

外国人の被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）の氏名が変更となった場合は「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」もあわせて提出してください。

● 従業員の氏名が変わったときは・・・



「被保険者氏名変更（訂正）届」をすみやかにご提出ください。

- ・健康保険被保険者証の添付も忘れずにお願いします。

● 従業員の住所が変わったときは・・・



「被保険者住所変更届」をすみやかにご提出ください。

- ・国民年金第3号被保険者となっている被扶養配偶者がいる場合には、同時に「国民年金第3号被保険者住所変更届」（被保険者住所変更届の複写2枚目）も提出してください。

平成28年度の国民年金保険料は16,260円（月額）です

● 納め方は選べて便利！

保険料の納め方には様々な方法があり、ご都合にあわせてお選びいただけます。

① 金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納める方法です。

② 電子納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングで納める方法です。

③ 口座振替

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。

④ クレジットカード納付

クレジットカードにより定期的に納める方法です。



※過去の納め忘れの保険料については、①または②の方法をご利用ください。

● 保険料が割引されてお得！

まとめて前払い（前納）すると、保険料が割引されます。

例えば・・・納付書を使って1年分まとめて納めると（1年前納）年 **3,460円の割引**になります！

また、前納制度 + 口座振替でさらにお得な割引も受けられます。

他にもお得な割引の方法がありますので、お気軽に年金事務所までご相談ください。

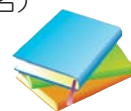


「わたしと年金」エッセイの受賞作品を紹介します

全国の皆さまより昨年6月に募集し、1,424件のご応募をいただいた「わたしと年金」エッセイの受賞者が決定しました。（厚生労働大臣賞1名、日本年金機構理事長賞1名、優秀賞4名、入選6名）

今回は、その中から厚生労働大臣賞に選ばれた作品をご紹介します。

なお、日本年金機構ホームページには、すべての受賞作品が掲載されています。



厚生労働大臣賞

栃木県 豊田 ひより様（高校生・女性）

私の父は、三十六歳の時、尿に血が混じっていることが分かり病気が発見され、通院や薬の投与をして生活していた。しかし、五十歳のときに、内シャント作成手術を行い、人工透析を開始した。まだ私が小学生のころだったのであまり記憶の中にはなく、当時のことはよく覚えていない。その透析の回数は年々増えていった。今では週に3回人工透析をするために通院し、夜遅くに帰ってくる。そのことについてはあまり多くのことは話さない。恐らく私たち子供たちにはあまり心配させたくないとの配慮から、大ごとのようには見せなかったのだと思う。しかし、たいへんなことで、つらいということは十分に伝わってくる。それを思うと、父の周りの人への思いやりには頭が下がる思いがする。父は、年金について興味も関心もなく、ただ「年金は定年退職をした高齢の方だけに支給されるもの」としか思っていなかった私に、自分が障害年金を受給していることについて教えてくれた。高齢者だけではなく、若者でも、保険料さえきちんと納めていれば、障害を持った時に年金をもらえることを知って、とても驚いた。

父は、人工透析をするようになってか

ら関係する機関を三度訪れたそうだ。一度目にその場所で人工透析までの経緯を話し、身体障害者一級に認定された。二度目に訪れた時には医者からの診断書を作成した。そして、三度目には書類を作成し、年金の支給について申請をし、それから半年後に年金支給決定通知が届き、年金がもらえるようになったそうだ。今回、私がこのことを年金エッセイとして書きたい、と父に言ったところ、了解してくれた。病気になるまで父は、毎日あたりまえのように会社に通勤していたが、通院のために早退したり欠勤をしたりとすると、普通の人より給料が少なくなってしまうという問題が発生してしまふ。しかし、年金を受給することができるようになれば、あたりまえの普通の生活を取り戻せることができる。この「あたりまえ」の生活ができること、うれしさは、どんなものにも変えられないと、年金が支給されるありがたさについて話してくれた。そして、この「あたりまえ」の生活を送るためには、普段から年金の保険料を納めておくことが大切なのだ、ということも父はしみじみと言っていた。私はこの年金の制度がなかったら、自分たちの生活に直接影響がでてし

まい、年金の制度は大切なのだということに強く感じるようになった。若いうちや普段元気な時には、こういう気持ちをあまり持つことは少ないと思う。ただ何となく加入して、意識しないで保険料を納めているだけかもしれない。また、私は年金にも種類があることも今は知り、これまでよりも年金についての興味や関心を深めるようになってきた。高齢社会が到来し、今後の世の中の変わり方によつては、私が受給者になるころには、制度が変わるかもしれない。どのようなことについて考えるときにも、これからの社会についても色々と考えていけるようにしていきたいと思っている。

今朝も、父は笑顔で「仕事に行ってくるよ」と忙しそうに会社にかけていった。私も「行ってきます」と普段とおなじように学校に行った。これからも父にはこれまでどおり仕事を続けていって欲しいし、私も自分の目標に向かって頑張って勉強や部活動に励んでいきたい。





平成28年度の健康保険料率が変更となります

協会けんぽ全体の健康保険料率は、中長期的に安定した保険財政運営を行い、可能な限り長期にわたり全国の平均保険料率10%を超えないようにしていくなどの観点から、平成28年度の平均保険料率については10%を維持していくこととなりました。

これをふまえて、秋田支部の保険料率を算出した結果、全国と比較して高い医療費と、激変緩和率の拡大などの理由から、平成28年3月分保険料（4月納付分）から健康保険料率は**10.11%**（平成27年度から0.05%増）に引き上げられ、介護保険料率は平成27年度と同様に1.58%となります。

加入者様・事業主様におかれましてはご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

《協会けんぽ秋田支部健康保険料率》

平成28年2月分（3月納付分）まで		平成28年3月分（4月納付分）から	
健康保険料率	介護保険料率	健康保険料率	介護保険料率
10.06%	1.58%	10.11%	1.58%

お問い合わせ先 協会けんぽ秋田支部 企画総務グループ ☎018-883-1841

平成28年度の健康保険制度のおもな改正について

健康保険制度の平成28年4月以降のおもな改正についてお知らせします

①標準報酬月額の上限が変わります

健康保険の標準報酬月額 現行 全47等級（下限5.8万円～上限121万円）

上限が3等級追加されます

健康保険の標準報酬月額 平成28年4月以降 全50等級（下限5.8万円～**上限139万円**）

等級	標準報酬月額	報酬月額	現行は第1等級から第47等級 平成28年4月以降からの追加部分
47	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満	
48	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満	}
49	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満	
50	1,390,000円	1,355,000円以上	

②標準賞与額の上限が変わります

年間上限が540万円から**573万円**に引き上げられます。

③入院時食事療養費の見直し

一般所得者の1食の負担額が260円から**360円**に引き上げられます。

低所得者・難病患者、小児慢性特定疾患者は負担額を据え置きます。

④傷病手当金と出産手当金の支給額の算定方法等が変わります

※9ページのQ&A[傷病手当金・出産手当金の支給額の算定方法等の見直しについて]のコーナーをご覧ください。

平成28年度 生活習慣病予防健診と特定健康診査のご案内



①手書用の申込書を利用する場合

平成28年3月1日(火)より受付開始します

②健診対象の方のお名前を印字した申込書を利用する場合

従来より事業主様宛にお送りしている健診対象の方のお名前を印字した申込書は、例年同様に3月末より順次送付します。



○特定健康診査を受診する際に必要になる「特定健康診査受診券」は、平成28年3月末より順次、被保険者様の住所に直接送付します。

受診券（見本）

※ 送付先は協会けんぽで把握している住所です。

※ 平成28年1月上旬の協会けんぽに登録されている被扶養者情報を基に受診券を発券しています。
1月以降に被扶養者となった方は受診券申請書の
手続きが必要になる場合があります。

※ ご自宅に郵送できなかった受診券については、事業主様宛に送付させていただきますので、被保険者様を通じて対象の方にお渡しくださるようお願いいたします。

特定健康診査受診券		年 月 日交付
受診者情報番号 健康保険組合及び支店番号 被診者番号	記号 番号	切り取らないでください
受診者の氏名 性別 生年月日 前住所		
籍地内番 —特定健康診査者—		
特定健康診査の負担 特定健康診査(基本部分) 特定健康診査(経緯部分)		
負担額又は 負担率		
保険者所在地 保険者電話番号 保険者番号・名称	〒 市町村 番 番 番 〒 市町村 番 番 番	住所
契約の主な機関名 支店及び(機関番号) 支店及び(機関番号)	94899010 社会保険健康保険組合基金	

お問い合わせ先 協会けんぽ秋田支部 保健グループ ☎018-883-1893

協会けんぽ秋田支部窓口集約のお知らせ

鷹巣・大曲・本荘年金事務所内に開設している協会けんぽの窓口は、お客様のご利用状況等をふまえ、平成28年4月1日より秋田市旭北錦町にある**協会けんぽ秋田支部の窓口**に集約します。皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

協会けんぽの各種手続きは郵送で行うことができます

窓口での書類の受付などは、お客様をお待たせする場合があります。駐車場にも限りがあります。郵送でのお手続きにご協力をお願いします。

協会けんぽ秋田支部【住所】〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50シティビル秋田2階

【営業時間】 8:30~17:15（土日祝日・年末年始を除く）

各種申請書・届書、記入例はホームページからダウンロードできます

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/akita/>

協会けんぽ 秋田

検索



手続きに関するお問い合わせやご相談はお電話で承ります

電話番号（代表） **018-883-1800**

任意継続健康保険の手続きなどは特に郵送によるご提出をお願いします

＜ご退職後の任意継続健康保険への加入手続き＞

窓口にお越しいただいても、保険証などをその場で発行することはできません。窓口では書類をお預かりし、保険証などは後日の郵送となります。

※3~5月の繁忙期は保険証の交付が退職日から3~4週間かかる場合があります。

保険証に関するお願い

【① 年度初めは保険証の発行に日数がかかります】

例年、3月~5月にかけて日本年金機構に資格取得届や被扶養者異動届などの保険証に関連した届が大量かつ集中して提出されます。それに伴い協会けんぽからの保険証の送付に日数を要する場合がありますので、皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

【② 退職時には保険証を必ずご返却ください】

退職後は、被保険者ご本人は勿論、被扶養者（ご家族）の方も今までの保険証を使用することはできません。（退職日の翌日以降に保険証は無効となります） 退職時には必ず事業所様へご返却するようお願いいたします。

退職時に保険証を返却せずに、その保険証を医療機関などで使用した場合は、医療費の保険負担分を返還していただく事となりますのでご注意ください。



健康管理講座の募集

～無料で1時間程講演に伺います～



被保険者や被扶養者の方々の健康づくりをサポートするため、健康づくりに関する講習会を実施しています。

都合の良い日時に、ご希望の講師が職場又はご用意された会場へお伺いしますので、**職場研修等にご利用ください。**

講 師	テーマ例	内 容 例
保 健 師	『油断大敵！ 内臓脂肪』	メタボリックシンドローム 喫煙・メンタルヘルス
栄 養 士	『バランスよく 食べよう』	食生活による疾病予防 食事と健康
健康運動 指 導 士	『自分を知ろう 健康チェック』	肩こり・腰痛の予防改善 リフレッシュ体操

「健康管理講座」申込書

電話・FAX 可

事業所名	事業所記号		
所在地	(電話番号： — —) (FAX番号： — —)		
開催場所			
連絡担当者名	受講予定者数	名	
第1希望	月 日()(時 分) (保健師・栄養士・健康運動指導士)	第2希望	月 日()(時 分) (保健師・栄養士・健康運動指導士)

お問い合わせ・申し込みは 一般財団法人 秋田県社会保険協会 018-831-6205 FAX 018-832-3681

随想 ふきのとう



感動…そして感謝(三〇一五年)

春…内孫の長女がピカピカの一年生になりました。

ブルーの好きな子でランドセルも色々の袋もブルーです。六人の集団登校班で、徒歩で三十分かかります。入学前、何回歩いて練習した事か…、おかげ様で冬休みまで休むことなく登校できました。

特に六年生のお姉さんが途中いろいろなお話してくるのうれしくて、目をキラキラさせて、こちらもあたたかい気持ちにさせてくれます。お姉さんのやさしさ、思



いやりに感謝と孫の成長のすばらしさに感動しました。孫がこのやさしさを忘れず自分が上級生になった時に生かしてくれたらと思う毎日です。

春から夏にかけて毎年省エネ対策と大袈裟ではありませんが、グリーンカーテンに精を出しています。例年ゴーヤとかですが、小玉スイカにしてみました。ブロッコを置き、網を強めに張って、プランターに定植、なかなかの重労働です。

毎日朝夕の水やりをして、育ちの悪いのがあると自分に似ていて、いとらしい気持ちになる事もありますが、数日すると、芽がのびて自分の縄張りを作って黄色の花をつけ、全体ウブ毛のついた小さな実になります。この時は鳥肌がたつほど感動で、この後どんな成長過程を見せてくれるだろうと…。数日で縞模様ができ、一人前のミニスイカになりました。

株式会社佐藤印刷(横手市)

佐藤 春子



傷病手当金・出産手当金の支給額の算定方法等の見直しについて

Q 平成28年4月から傷病手当金や出産手当金の制度が見直されると聞きましたが、どのようなのでしょうか？

A 平成28年4月1日以降の支給期間分から傷病手当金と出産手当金の**支給額の算定方法**や**支給期間が重複した場合**について見直されます。



協会けんぽ秋田支部
業務グループ
石橋 祐介

○28年3月31日まで

- ①支給額の算定は支給期間における標準報酬月額を基に行います。
- ②出産手当金を支給する場合、その期間についての傷病手当金は支給されません。

見直し後

○28年4月1日から

- ①今回の見直しにより、支給開始される前1年間の標準報酬月額の**平均額**を基に傷病手当金と出産手当金の支給額を算定することになりますが、支給開始日の属する月以前の期間が1年に満たない被保険者については、標準報酬月額の平均額が28万円を越えた場合には、28万円をベースとして算定することになります。
- ②傷病手当金と出産手当金の期間が重複した場合、それぞれの支給額を比較し、傷病手当金が多ければ出産手当金との差額を支給します。この場合は両方の申請が必要になります。

(ご注意ください)

- ※1 平成28年3月31日分までは従来どおりですが、平成28年4月1日以降分については支給額が変更となるケースが多くなります。
- ※2 従来は月単位でその都度算定していましたが、今後は支給開始後に標準報酬月額が変わっても支給額の算定方法が変わることは原則ありません。
- ※3 標準報酬月額の平均額にかかる期間については、協会けんぽの加入期間を指しており、他の健康保険組合などの期間は含まれません。

見直しのイメージ

平成28年3月31日までの支給金額

1日あたりの金額

$$[\text{休んだ日の標準報酬月額}] \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$$



平成28年4月1日からの支給金額

1日あたりの金額

$$[\text{支給開始日}^{\ast} \text{以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}] \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

●支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

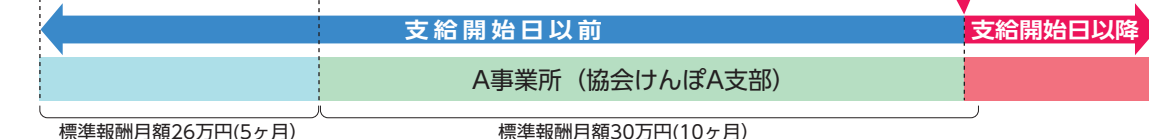
- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - 28万円（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）
- を比べて少ない方の額を使用して計算します。

●支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合

例) H27.4/1資格取得

H27.9

H28.6/1
支給開始日



【支給開始日以前の12ヶ月(H27.7～H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。】

$$(26 \text{万円} \times 2 \text{ヶ月} + 30 \text{万円} \times 10 \text{ヶ月}) \div 12 \text{ヶ月} \div 30 \text{日}^{\ast 1} \times \frac{2}{3}^{\ast 2} = 6,520 \text{円} \quad \text{支給日額}$$

※1 「30日」で割った金額の10円未満を四捨五入します。

※2 「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額の1円未満を四捨五入します。

健康トピックス

第163回 ご存じですか？ストレスチェックの実施が義務化されました

働く人の安全と健康を守るための法律『労働安全衛生法』が一部改正され、平成27年12月から労働者50人以上の事業所では、年に1回ストレスチェックの実施が義務化されました。働く人々が自分のストレス状態を知り、心の不調を未然に防ぐことができることを目的としています。（ただし、労働者50人未満の事業所は当分の間、努力義務とされています。）

ストレスチェックについてのQ & A

Q:誰が受けますか？

A:対象となるのは従業員50人以上の事業所です。ただし、契約期間が1年未満で労働時間が常勤者の所定労働時間の4分の3未満の方は対象人数には含まれません。

Q:強制ですか？

A:強制ではありませんが、事業所は受検するよう勧奨しなければなりません。

Q:結果は事業所に報告がいきますか？

A:事業所を通さず、受検者個人に通知されます。

Q:高ストレスが原因で不利益はないですか？

A:一切ありません。結果をもとに何らかの理由で雇用主側が不利益扱いすることは法律で禁じられています。

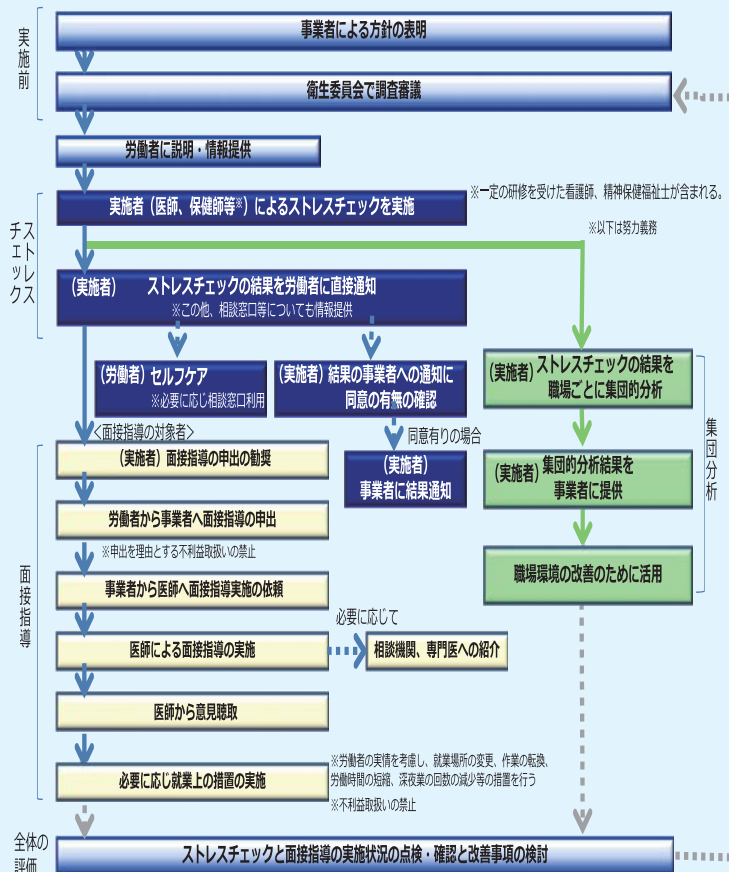
Q:秘密の保持はされますか？

A:結果は本人の同意を得ずに事業所に知らせることも、外部に漏れることもありません。

Q:医師や保健師との面接は必ず受けなければなりませんか？

A:高ストレスの判定で受検者本人が希望しないと面接は実施しません。

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



職場内で閲覧しましょう！

『こころほっとライン』0120-565-455

通話料無料・携帯・PHSからもご利用いただけます

[月・火]17:00～22:00 [土・日]10:00～16:00

※祝日・年末年始を除く

ご利用者 労働者やその家族、企業の人事労務担当者など

厚生労働省では電話相談窓口を開設しました。

- ◆メンタルヘルスの不調
- ◆ストレスチェックにまつわる疑問や不安
- ◆過重労働による健康障害などどんなことでもOKです。

休日・夜間の年金相談窓口をご利用ください

夜間の年金相談／カレンダーの 日 受付時間／午後7時まで
休日の年金相談／カレンダーの 日 受付時間／午前9時30分から午後4時まで

平成28年 3 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

平成28年 4 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

年金についての相談やお問い合わせ先

★ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

市内通話料金 0570-058-555 03-6700-1144 (IP電話)

(受付時間) 月～金曜日：午前9：00～午後8：00
第2土曜日：午前9：00～午後5：00

★ねんきんダイヤル（年金全般に関する相談）

市内通話料金 0570-05-1165 03-6700-1165 (IP電話)

(受付時間) 月 曜 日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第2土曜日：午前9：30～午後4：00

保険料の納期内納入にご協力ください

月末には社会保険料振替口座の残高確認をお願いします。

社会保険

あきた

平成28年2・3月号

発行

一般財団法人 秋田県社会保険協会
〒010-0001 秋田市中通 6 丁目 7-9
TEL018-831-6205 FAX018-832-3681

資料
提供

秋田・鷹巣・大曲・本荘 年金事務所
全国健康保険協会秋田支部